

3 受水場の企業庁への移管について

【資料 4】

旧甲西町 3 受水場の建設経過

S44 町営朝国浄水場 → ワンワン山配水池（現） → ワンワン山系

町営菩提寺浄水場 → 正福寺配水池（旧） → 正福寺系
 → 菩提寺配水池（旧） → 菩提寺系

S52 正福寺受水場 → 正福寺配水池（現） → 正福寺系

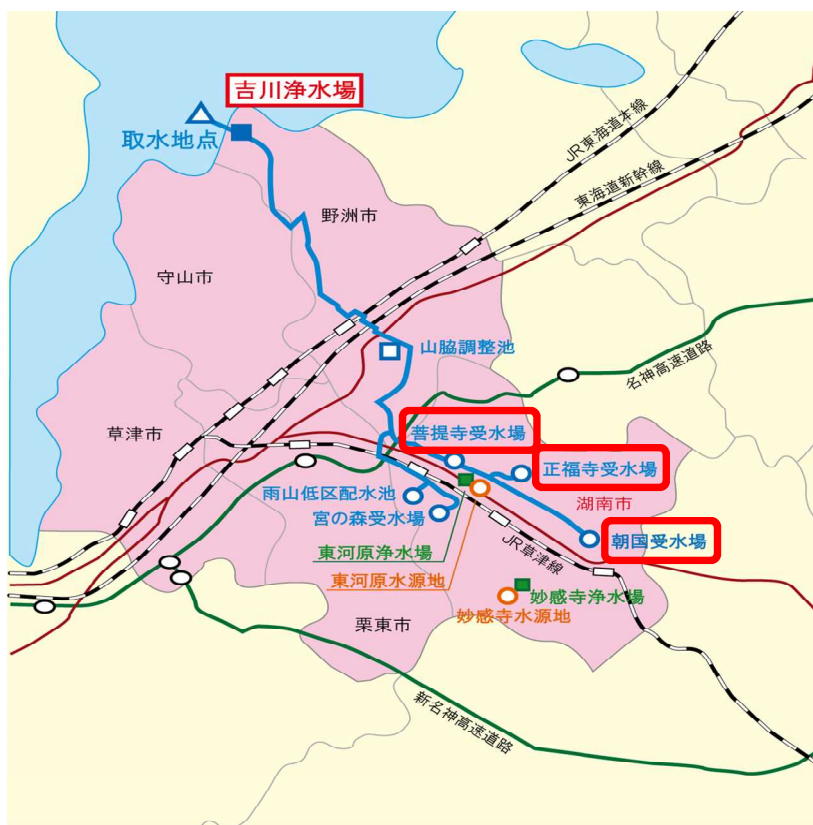
* 水道水の安定供給のため南部上水道供給事業への参加により県水を受水するための受水場及び配水池を建設。

S58 菩提寺受水場 → 菩提寺配水池（現） → 菩提寺系

* 原水（井戸）のフッ素濃度の上昇及び取水量の減少、また、給水量の増加により菩提寺浄水場を廃止し、県水を受水するための受水場及び配水池を建設。

H2 朝国受水場 → ワンワン山配水池（現） → ワンワン山系

* 原水（井戸）の取水量の減少により朝国浄水場を廃止し、県水を受水するための受水場を建設。



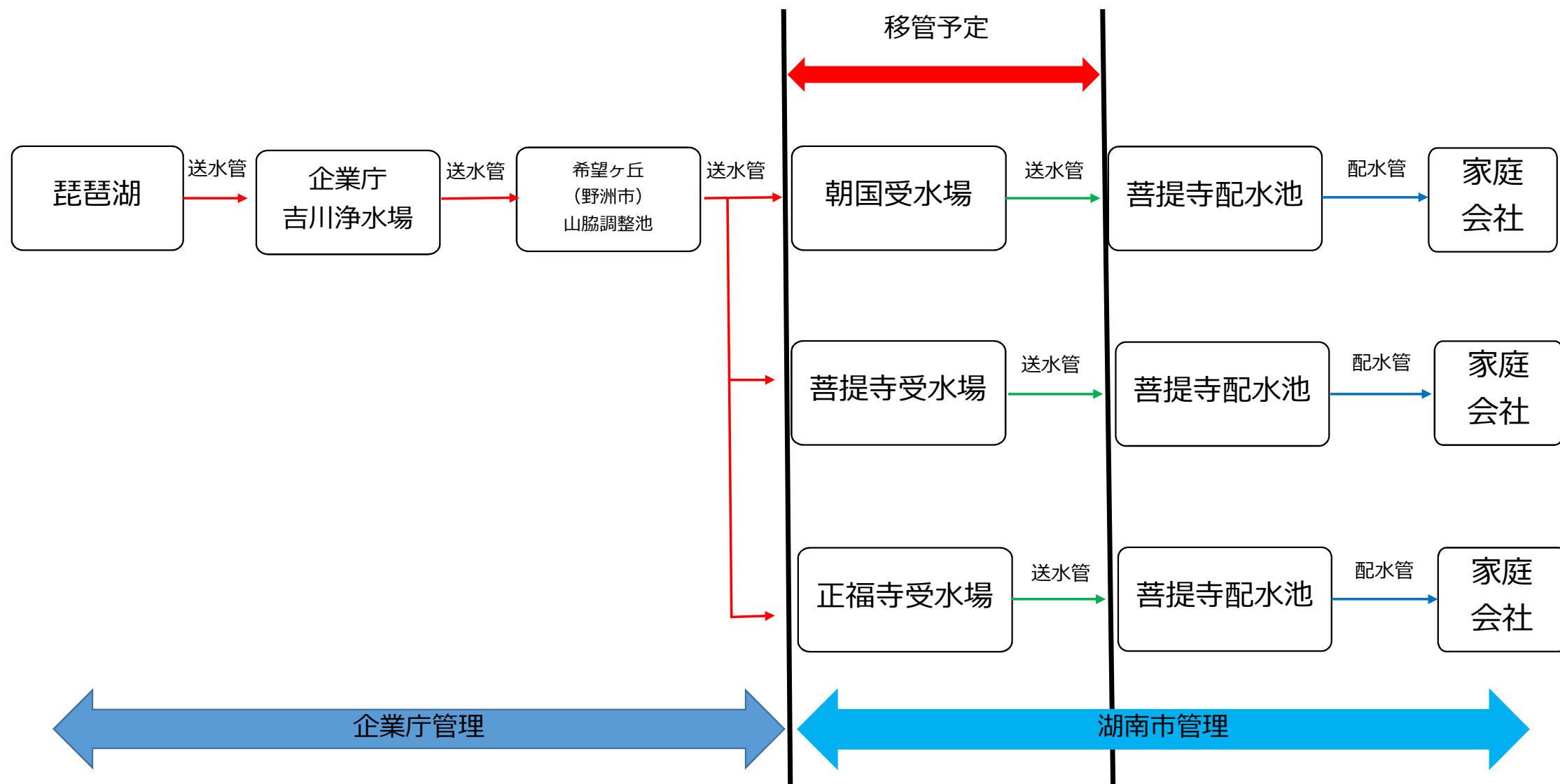
水道用水供給事業の沿革

年 月	南部上水道供給事業	中部上水道供給事業	甲賀上水道供給事業
S47.4	●基本設計着手		
S48.1	●認可（計画1日最大給水量81,100m ³ /日）		
S48.5	●建設着手		
S48.8		●基本設計着手	●基本設計着手
S49.3		●認可（計画1日最大給水量82,700m ³ /日）	●認可（計画1日最大給水量35,000m ³ /日）
S49.4		●建設着手	●建設着手（ダム負担）
S53.5		東南部上水道供給事業 （中部地区） （甲賀地区） ●中部、甲賀上水道供給事業を合併し、東南部上水道供給事業に変更（計画1日最大給水量117,700m ³ /日）	
S53.6	●給水開始届		
S53.8	●一部給水開始		
S54.11		●給水開始届 ●一部給水開始	
S57.7		●応急給水開始	
S59.5			●給水開始届
S59.6			●給水開始
S60.7		●本格給水開始	
H10.3	●変更認可（草津市追加）（計画1日最大給水量148,400m ³ /日）		
H17.4	●（草津市）給水開始		
H23.4	湖南水道用水供給事業 ●南部、東南部上水道供給事業を統合し、湖南水道用水供給事業を設立 （計画給水人口684,000人・計画1日最大給水量198,800m ³ /日）		

構成市

- 南部上水道供給事業： 草津市・守山市・栗東市・野洲市・**湖南市**
- 中部上水道供給事業： 近江八幡市・東近江市・日野町・竜王町
- 甲賀上水道供給事業： 甲賀市

【水道施設の系統図】



□ 湖南省市 3 受水場移管にかかる経緯

3 受水場の建設に至る経緯

甲西町では水道水の安定供給のため、昭和 42 年から滋賀県が進める南部上水道供給事業に参加しました。しかし、旧甲西町の事業への参加が当初からではなかったことから、県水を旧甲西町へ送水するための滋賀県山脇調整池（野洲市）の位置が旧甲西町の配水池より低く、自然流下による受水が困難な状況でありました。

このことから滋賀県と旧甲西町が協議した結果、県企業庁は山脇調整池（野洲市）より高い位置にある各市町の配水池に送水するための加圧施設を設置した場合、施設整備に多額の費用を要することから、県水の供給地域は当初計画のとおり自然流下で受水できる範囲とし、自然流下で受水できない地域については、各受水市町が加圧施設を設置することとなりました。これを受けて旧甲西町では県水を加圧施設で各配水池へ送水するため、正福寺、菩提寺及び朝国の各受水場（加圧施設）を建設し、現在まで湖南省（旧甲西町）で運転管理を行っています。

平成 23 年度

水需要の増加や草津市の新規加入等により施設の拡張事業が必要となったことから、国の補助を受けるための採択要件の 1 つである給水人口 50 万人以上の要件を満たすため、南部、東南部上水道供給事業を統合し、湖南水道用水供給事業を設立しました。

平成 27 年度

湖南省から第 1 回南部受水市連絡協議会（南部 5 市で構成：4/30）において、現在、湖南省が管理している受水場で加圧を行い配水池へ送水しているが、企業庁が管理している受水施設で加圧を行い配水池に送水している市町があると聞いているので、企業庁と各市町の受水施設の管理区分について改めて確認してほしいと要請しました。（企業庁：確認して報告する）



第 2 回湖南水道用水供給事業連絡協議会（南部、東南部 10 市町で構成：6/8）において、湖南省の 3 受水場と栗東市の 1 受水場について、拡張事業で整備した他の市町の受水場（加圧施設）と同様であることから、平成 33 年度からの基本水量の見直しに合わせて管理区分の変更（企業庁への移管）を行う旨の説明がありました。（各市町：了承）



企業庁料金改定案に対する各市町の意見の取りまとめ(第3回湖南水道用水供給事業連絡協議会 7/16)において、湖南省から・・・料金改定はやむを得ないと判断するが、そのやむを得ないという判断の中には、既に確認(6/8)いただいている3受水場の移管が前提であると回答がありました。



第6回湖南水道用水供給事業連絡協議会(11/19)において、企業庁から湖南省3受水場の移管については、健全な状態(基準は決まっていない)での無償譲渡とする旨の説明がありました。(各市町：了承)

平成28年度

企業庁による移管施設の現状調査が実施されました。(H28～H29年度)



湖南省から3受水場移管にかかる基本的な考え方(案)の提示がありました。
(H29年3月)

- ・ 3受水場の土地及び施設(建物及び構築物)の移管手法(無償貸付)
- ・ 本市更新計画に基づいて移管対象施設の更新
- ・ 移管後の維持管理と大規模修繕等に係る経費負担

平成29年度

湖南省が提示した移管にかかる基本的な考え方に対して、企業庁から依頼・確認事項の提示がありました。(同11月)

【資料提供依頼】

- ・ 残存価格がある施設、設備
- ・ 各建物の平面図

【無償貸付を想定した場合の確認事項】

- ・ 更新時の既設撤去の考え方
- ・ 財産の移管時期
- ・ 修繕
- ・ 正福寺の建物の移管区分
- ・ 事故等発生した場合の責任区分



企業庁からの提示を受け、本事業所内部で移管後の施設管理等について検討した結果、責任区分を明確化できる無償譲渡が最適であると判断し、平成30年度予算の査定時に無償譲渡に伴う移管施設の帳簿価額(残存価額)約4億5千万円について、市長部局(市長、副市長、財政部局)と協議しました。(H30年1月)

※市長は、現状有姿での無償譲渡が移管の条件とされています。



市長部局での協議結果を企業庁へ報告し、早急に検討を依頼しました。

(同年1月)

※その報告の際に、菩提寺受水場については、過去の設置経緯から移管を受けられない旨の説明がありました。



湖南省では、湖南水道用水供給事業連絡協議会(H27年6月8日)における資料の確認(各市町了承)に基づき、これまで3受水場の移管を前提に内部協議等を進めてきた旨を説明しました。

平成30年度

湖南省と企業庁との3受水場の移管協議を実施しました。

企業庁の見解として菩提寺受水場の移管については、過去の設置経緯等から困難であると判断しているが、他の朝国・正福寺受水場については、今後、移管に向けた整理を行う旨の説明がありました。(H30年5月)



実務担当者(企業庁及び湖南省)での移管施設の健全度等について協議しました。(H30年7月)



企業庁による朝国受水場の健全度確認資料に基づくヒアリングがありました。(H30年9月)



企業庁と菩提寺受水場を移管対象施設とすることを要望しました。(H31年2月)

令和元年度

企業庁で検討した結果、菩提寺受水場についても、受水量の増加に伴う受水箇所を増設であることを確認し、移管対象である旨の回答があり、3受水場全ての移管が決定しました。(R1年7月)



3受水場の内、正福寺受水場については、建屋の直下が貯水池となっており、更に建屋に本市の中央監視システムが設置されていることから単純に受水場全てを移管することは困難な状況であるため、朝国受水場と菩提寺受水場の移管を先に進めることになりました。また、本市の中央監視機能をそのまま保持するためには、別途、企業庁が加圧ポンプを設置するなどして双方の管理区分を明確化することになりました。(R1年10月)【9頁】

↓
3 受水場の移管スケジュール（案）の提示がありました。（R1 年 10 月）

↓
産業経済常任委員会において、企業庁への移管の説明を行いました。
（R1 年 12 月）

令和 2 年度

3 受水場から配水池までの送水管については、移管対象であったが、配管図面等が一部存在しないことから維持管理上問題があるとの理由で移管対象外とする旨の提示がありました。（R3 年 1 月）

↓
3 受水場から配水池までの送水管については、配管図面等の管理台帳を整備することで移管対象とする旨の回答がありました。しかし、管理台帳の整備には、時間を要することから 3 受水場の移管スケジュールとは、別に進めることになりました。（R3 年 3 月）

令和 3 年度

3 受水場の移管スケジュール（案）の提示が再度ありました。
（R3 年 5 月）【10 頁】

↓
朝国受水場及び菩提寺受水場について、移管手続きの準備を進めると共に協定等締結に向けた調整を行いました。（R3 年 9 月）

↓
移管についての基本協定を締結しました。（R4. 3. 28）
・譲渡の対象および譲渡の条件を決定。

令和 4 年度

菩提寺・朝国受水場受電設備更新工事等修繕工事実施

3 受水場のうち、朝国・菩提寺を先行し令和 5 年度末をもって移管することで双方必要な対応を行うことになりました。

令和 5 年度

朝国ポンプ棟アスベスト除去工事

菩提寺受水場電動弁改修工事

正福寺管理センター基本設計等

随時、県企業庁発注工事との相互調整や進捗管理、協議の実施。

移管に向けての整備等の課題を整理していくことが必要であり、移管に必要な業務を発注（2件：企業庁移管送水管路調査設計業務委託、正福寺管理センター基本設計業務委託）し具体的な手続きに向けた調査・検討を進めました。（最低限の修繕整備を行い、移管を進める）



企業庁移管送水管路調査設計業務委託に伴う協議の中で、管路確認について令和7年度を以て正福寺受水場および送水管を移管することで企業庁と市の事業を進めていますが、企業庁の移管後の土地・施設計画の決定や双方の具体的な作業工程策定等移管に向けた取組を残りの2か年では双方ともに財源的・工程的にも非常に難しいものと考えられることから、令和9年度末まで移管時期を延期することとなりました。（R5. 11. 29）



朝国・菩提寺受水場の移管について、移管手続きを進め、令和6年3月末を以って移管を行いました。（R6. 3. 31）

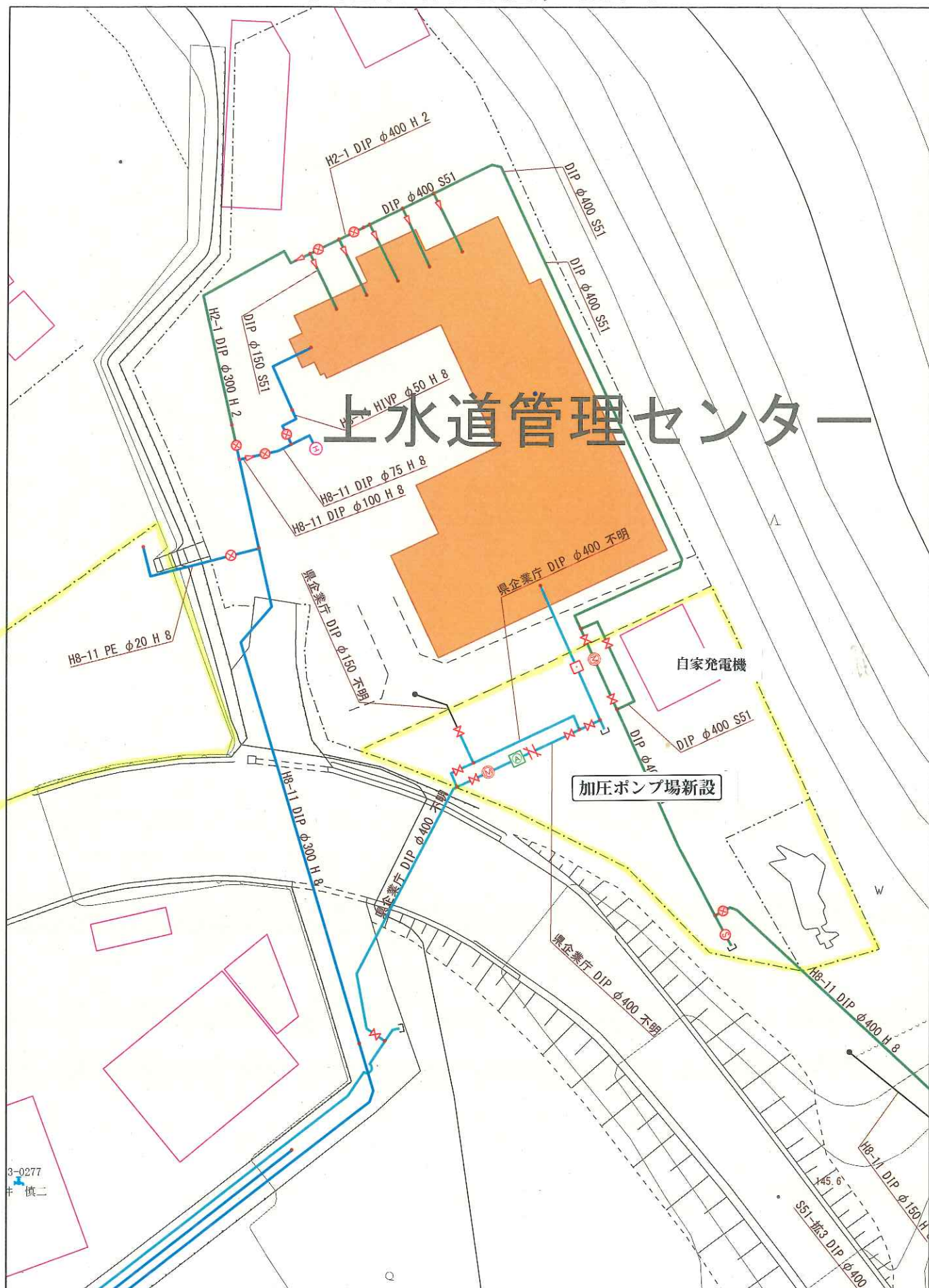
令和6年度

正福寺管理センター受水池耐震補強および電気設備改修実施設計業務委託
送水管移管に向けた管体腐食土壌等調査設計業務委託等

前年度に引き続き県企業庁発注工事との相互調整や進捗管理、協議の実施。

正福寺受水場および移管送水管路の対応について、企業庁から基本方針を令和6年度中に決定していきたい意向が示されました。移管に伴う委託を昨年に引き続き市で発注し、協議を行い進めていくこととしています。（R6. 4. 30）

水道台帳施設任意図



この上水道配管図面は、参考図です。

地形の変化等により現場と異なる場合があります。

位置の確認は、必ず試験掘（手掘）を行って下さい。

0m

10m

1/500

20m

30m

湖南省上下水道事業所上下水道課

出力：平成29年11月28日

◎スケジュール案（※施設健全度の担保、事務手続等が順調に進んだ場合、最短のケース）

2021/5/14現在

